

居宅介護支援契約書

_____様(以下「利用者」と略します。)と合同会社おりーぶ(以下「事業者」と略します。)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

(介護支援専門員)

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその名前を文書で通知します。

(居宅サービス計画作成の支援)

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

1. 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
2. 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの種類、内容、当利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
3. 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

4. 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
5. 指定居宅介護支援の利用に際し複数の指定居宅サービス事業所を紹介しまた指定居宅サービスの選定理由の説明を求められます。
6. 利用者が医療系のサービスを希望している場合、その他必要な場合には利用者の同意を得て主治医の意見を求め指示を求められます。
7. 居宅サービス計画を作成した場合には遅滞なく利用者、家族、居宅サービス事業所に計画書を交付いたします。

(経過観察・再評価)

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

1. 利用者およびその家族と断続的に連絡を取り、計画実施状況の把握に努めます。
2. 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
3. 利用者の状態について定期的に課題分析を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(施設入所への支援)

第6条 事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービスの提供の記録)

第10条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、サービス実施記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

4 利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(料金)

第11条 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金は重要事項説明書に記載のとおりです。

(契約の終了)

第12条 利用者は、事業者に対して7日以上予告期限を設けることにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背任行為、または重要事項説明書に明記のハラスメント行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援1・2と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

5 要支援1、要支援2に認定された場合においては、事業者は当該担当地域の地域包括支援センターを紹介するなどの便宜を図ります。

6 利用者が事業所の定める通常の実施地域外に転居し指定居宅介護支援の提供

が困難となった場合は利用者が住所を有する市町村に連絡を取り解約後も利用者の健康や生命に支障もないように必要な措置を講じます。

- 7 事業所は介護支援専門員の不慮の事故や死亡により業務を継続できなくなった場合には契約を終了します。その場合には、マニュアルに沿って相続人より、各市町村や、各事業所への連絡を行います。

(緊急時の対応)

第13条 訪問中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医、家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(個人情報の保護)

第14条 事業者は利用者個人の情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

- 1 使用目的
 - ① 介護保険法令に伴い居宅介護支援を円滑に実施するために行うサービス担当者会議において必要な場合。
 - ② 医療機関およびサービス事業者、市町村との連絡調整に必要な場合
 - ③ 病状等急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合
 - ④ その他居宅介護支援事業所が実施する業務において必要な場合
- 2 使用条件
個人情報の提供は1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め情報提供の際には関係者以外に決して洩れることのないよう細心の注意を払うこと。
- 3 使用内容
 - ① 氏名、住所、生年月日、生活歴、健康状態、病歴、家族状況等業務を行うために必要最低限な利用者等に関する情報
 - ② 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会による判定結果
 - ③ 支援経過、アセスメントシート等
 - ④ その他の情報

(秘密保持)

第15条 事業者の介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしたりしません。ただし次の各号については利用者および家族から同意を得た上で行うこととします。

- 1 介護保険サービスの利用のための市町村、その他の介護保険事業所への情報提供、

- あるいは適切な在宅療養のために医療機関への情報提供。
- 2 介護保険サービス向上のための事例発表会等。なおこの場合には利用者等の個人を特定できないように仮名等を使用することを遵守します。
 - 3 高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に定める通報を行う義務を遵守し、その場合、事業所は秘密保持責任義務を負わないものとします。

(賠償責任)

第16条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(相談・苦情対応)

第17条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(身分証携行義務)

第18条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(善管注意義務)

第19条 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(本契約に定めない事項)

第20条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第21条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上のとおり、居宅介護サービスに関する契約を締結します。
上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

令和 年 月 日

(利用者)私は、この契約内容に同意し、居宅介護支援の利用を申し込みます。
また、第14条に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

利用者 住所

氏名 _____ 印

(代理人)私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者 住所

氏名 _____ 印

本人との続柄 ()

署名代行理由 _____

(事業者)私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者 住所 群馬県北群馬郡榛東村新井 2385 番地 1
事業者(法人名) 合同会社おりーぶ
代表社員 柴田 直子 印

事業所 住所 群馬県北群馬郡榛東村新井 2385 番地 1
事業所 ケアマネハウスおりーぶ
管理者 柴田 直子 印

(家族代表)私は、第14条に定める利用者の家族の個人情報の使用について、同意します。

家族代表 住 所

電話番号

氏 名 _____ 印

本人との続柄 ()